



知ってほしい ハンセン病の歴史

history



- 1873 ● ノルウェーのアルマウェル・ハンセンが、らい菌を発見する。
(明治6年)
- 1875 ● 後藤昌文が、東京に日本で初めてのハンセン病専門病院(起廢病院)を開設。
(明治8年)
- 1897 ● 第1回国際らい会議(ベルリン)でハンセン病は伝染病であると正式に承認される。
(明治30年)
- 1907 ● 「^{らい}癩予防ニ関スル件」制定
ハンセン病患者を放置していることについて諸外国から非難をあびると、「国辱」になるとの発想から、家を出て各地を放浪するハンセン病患者を療養所に入れ、社会から隔離しました。
- 1909 ● 全国5カ所に公立療養所を開設
(明治42年)
- 1915 ● 全生病院(現・多磨全生園)で、最初の断種手術が行われる。
(大正4年)
- 1916 ● 療養所長に懲戒検束権が附与される。
^{ちょうかいいんそくげん}
療養所内の秩序維持と犯罪を犯す患者の懲戒が必要という考え方から、療養所長に懲戒及び検束の権限が与えられました。これにより、逃走や職員に対する犯行など、風紀や治安を乱した者を裁判なしに処罰することができるようになりました。罰則として、監禁や減食等が定められ、各療養所に監禁室が設置されました。また、特に罪が重いとみなされた者は、群馬県の栗生楽泉園に設置された重監房(正式名称は「特別病室」)に送られました。冬は零下18度にもなるこの監房に、全国の療養所から9年間に延べ93人が送り込まれ、23人の人が命を落としました。
- 1930 ● 日本最初の国立癩療養所「長島愛生園」(岡山)が開園。
(昭和5年)
- 1931 ● 「^{らい}癩予防法」制定
^{らい}「癩予防ニ関スル件」を改正し、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考え方のもと、全てのハンセン病患者を療養所へ強制的に入所させるようにしました。これにより、ハンセン病は感染力が非常に強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしてしまいました。
- 「^{むらい}無癩県運動」が本格化**
ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動で、各府県は患者を探して入所者数を競いました。
- 1941 ● 高知県でも徹底的に^{むらい}無癩県運動が進められる。
らい予防法に基づいて患者を強制的に療養所に入所させてきたのは、高知県を含む都道府県であり、患者の情報を提供したのは、市町村や地域住民でした。国、地方自治体、住民が一体となって自分たちの故郷からハンセン病患者を療養所に送り込む「^{むらい}無癩県運動」を展開し、患者やその家族に多くの苦痛と苦難を強いてきました。
- 1943 ● アメリカでファジエーが、プロミンがハンセン病治療に効果があることを発表。
(昭和18年)



癩(らい)予防デーのポスター/1935年(昭和10年)
国が中心となって設立したらい予防協会が主催する、6月25日の癩予防デーを宣伝するもの。その趣旨は「癩を根絶」することにあった。

〈提供:国立ハンセン病資料館〉



本妙寺部落の強制収容1940年(昭和15年)

熊本県の本妙寺部周辺集落の強制収容の様子。この収容で部落は解散させられた。

〈提供:国立ハンセン病資料館〉

- 1948 ● 「優生保護法」成立。優生手術の対象にハンセン病も加わり、断種や墮胎手術が合法化される。
(昭和23年) 優生保護法:「不良な子孫の出生を防止するなどの目的で、優生手術(断種)や人工妊娠中絶(墮胎)を認めた法律。平成8年に廃止。
- 1951 ● 入所者たちは、「全国国立療養所患者協議会」(現・全国ハンセン病療養所入所者協議会)をつくり、法の改正を要求。
(昭和26年)
- 1952 ● WHO(世界保健機関)が、隔離政策の見直しを提言。
(昭和27年)
- 1953 ● 「らい予防法」の制定
(昭和28年) 日本国憲法では基本的人権の保障が一つの柱。「癩予防法」も憲法に則し、改めるべきではないか。入所者たちは厚生省(当時)前での座り込みやハンガーストライキなど必死に運動しました。しかし、マスコミに大きくとりあげられることはなく、政府は入所者たちの声ではなく、隔離政策を主張する医師たちの証言を取り入れ、「癩予防法」を引き継いだ新しい「らい予防法」が成立します。強制入所、従業禁止、通告義務、外出禁止、所長の懲戒検束権など人権侵害ともいえる政策は維持・継続され、その後43年もの間放置されました。
- 1954 ● 竜田寮事件(黒髪校事件)
(昭和29年) 熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から感染していない児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、PTA等の反対で入学を拒否されました。その子どもたちから病気がうつるのを恐れて、登校拒否や授業拒否などを行ったのです。当時、ハンセン病患者の子どもは「未感染児童」と呼ばれていました。
- 1960 ● WHO(世界保健機関)が差別法の撤廃と外来治療を提唱。
(昭和35年)
- 1963 ● 第8回国際らい会議で、無差別の強制隔離政策は時代錯誤で廃止すべきと提唱される。
(昭和38年)
- 1981 ● WHO(世界保健機関)が多剤併用療法を推奨。
(昭和56年)
- 1988 ● 療養所のある岡山県の離島と本州を結ぶ邑久長島大橋が開通。
(昭和63年) 岡山県瀬戸内市の離島、長島に、入所者たちの強い要望で16年の歳月を経て橋が架けられました。この橋により、療養所と社会が1本の道でつながり、交流できるようになったことから、「人間回復の橋」と呼ばれています。
- 1996 ● 「らい予防法の廃止に関する法律」制定(「らい予防法」廃止)
(平成8年) この法律には、「らい予防法」を廃止することと、ハンセン病療養所の入所者に対して、現在国が行っている医療・福祉・生活の保障を維持・継続することが明記されています。「癩予防ニ関スル件」から約90年間続いた隔離政策に終止符が打たれました。「らい予防法」の見直しが遅れたことなどについて、厚生大臣が初めて謝罪をしました。
- 1998 ● 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」提起(熊本地裁)
(平成10年) 当時の厚生大臣は、法の廃止が遅れたことのみを謝罪し、これまでの人権侵害に対する補償や社会復帰などの支援策はありませんでした。これに対し、菊池恵楓園(熊本)、星塚敬愛園(鹿児島)の入所者13名が国のハンセン病政策による人権侵害の事実認定と謝罪および補償を求めて裁判をおこしました。

2001
(平成13年)

● 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決

2001年(平成13年)5月11日、原告側の主張をほぼ全面的に認める判決が出されました。国は控訴せず判決が確定しました。

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立

金銭補償、名誉回復や福祉対策の向上を国の責任で行うことなどが盛り込まれました。

2002
(平成14年)

● 全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告が掲載される。

2003
(平成15年)

● 熊本県で療養所入所者の宿泊拒否事件

熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、県内のホテルが菊池恵楓園入所者の宿泊を拒否しました。それが報道されると、社会から怒りの声が起きました。しかし、ホテル側の形式的な謝罪を入所者らが拒否したことが報道されると、一転して被害者である菊池恵楓園入所者自治会等に誹謗、中傷する電話、手紙、ファックスが殺到しました。ほとんどが匿名です。ハンセン病に対する理解不足と、偏見・差別の根深さを改めて痛感させるものでした。

2005
(平成17年)

● 「ハンセン病問題に関する検証会議」最終報告書

全国のハンセン病療養所を巡って26回にも及ぶ検証会議が行われ、被害の実態が明らかになり、再発防止への提言が行われました。最終報告書は、ハンセン病患者・元患者、家族の方々に対する長きにわたり深刻な人権侵害を引き起こしたことに関し、国の責任のみならず、医療界、法曹界、マスメディアなど多方面の責任を指摘しています。

2008
(平成20年)

● 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」成立

ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

2016
(平成28年)

● 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」提起(熊本地裁)

ハンセン病患者に対する隔離政策が、家族に対する差別を助長したとして、ハンセン病回復者の家族が国家賠償を求めて裁判をおこしました。

2018
(平成30年)

● 「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」提起(仙台地裁)

宮城県在住の女性が国に対し賠償と謝罪を求めて全国で初めて裁判をおこしました。これをきっかけに全国で訴訟が相次ぎました。



ハンセン病家族訴訟の
熊本地裁前での
勝訴発表 2019年(令和元年)
(提供:国立ハンセン病資料館)

2019
(令和元年)

● 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」成立

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」成立

2024
(令和6年)

● 「優生保護法国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決

最高裁大法廷は、旧優生保護法を違憲とし、国に賠償を命じる判決が確定しました。

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が参議院本会議で成立